

## 第 13 回公開講演会

### 「PL 法と企業の社会的責任」

平成 5 年 5 月 26 日(水),名古屋市栄ガスビルに於て第 13 回公開講演会が行われた。今回のテーマは「PL 法と企業の社会的責任」であった。

田中里子・東京都地域婦人団体連盟事務局長,杉浦英樹弁護士,角谷登志雄・消費者問題研究所所員(本学教授)の 3 人をパネリストに迎え,小木紀之・消間研所長がコーディネイターを務めた。

初めに,鈴木正・本学副学長が挨拶を行い,「20 世紀型の大量生産ー大量消費のスタイルは行きづまりを見せている今日,生活の質・消費の質が問われている。本日の講演会が実り多いものとなるよう期待します。」と述べた。

続いて小木所長が PL 法(製造物責任法)をめぐる最近の概況について述べた。欠陥製品の被害は,1976 年から 88 年までの間に,2 万 6 千件にのぼった。今後増えると予想される。消費者の権利,国民の生命・健康を守る制度の充実が必要である,というのがその趣旨であった。

その後,各パネリストの発言が行われた。

杉浦弁護士の発言の要旨は次のようなものであった。

かつて製品は単純であったし,取引も相対(あいたい)的であり,相手が見えた。しかし,今日,大量生産様式になり,取引相手は見えなくなっている。日本の民法第 709 条の過失責任原則は旧来の生産・流通形態に通したものであったが,大量生産形態のもとでは,企業の責任がまぬがれる。そこで,無過失責任の考えに立つ PL 法が求められるようになった。これは製品に客観的な欠陥があれば,企業の過失の有無を問わず,消費者の被害に対する企業の賠償責任を認めようというものである。

米国では,1960 年代,カリフォルニア州最高裁で,「欠陥商品を市場に出した以上,無過失でも企業に責任はある」という認識が示された。GM の欠陥車に対するラルフ・ネーダーの告発運動もあり,消費者による欠陥商品の拒否が始まった。ケネディ大統領は,「消費者は安全である権利を有する」と述べた。これが製造物責任の概念の出発点である。この考え方はヨーロッパへ波及し,1985 年には EC 指令が出された。「製造物責任法を作れ」と。もっともフランス,ドイツにおいては,1960 年代初頭から PL 的判決は出ていたが。今,スペイン,フランスを除く 10 カ国で PL 法が制定されている。EFTA でもほとんどの加盟国が制定している。今年,オーストラリアでも制定される。

しかし日本では昭和 3-40 年代に PL 法を必要とする事件が続発し,昭和 50 年には法学者らによる「PL 法要綱」も作られたが産業界の反対でつぶされた経緯がある。しかし,その後欠陥製品による事故が相次ぎ,EC 指令にも触発され,PL 法制定への動きが高まった。現在,諸政党や消費者団体が法案を作成している。しかし産業界の消極姿勢がみられる。とはいえ,全ての企業が反対しているわけでもなく,あるアンケート調査によれば,回答を寄せた企業のうち,39%が立法化すべきと答えた。

今や,わが国でも PL 法制定の可否ではなく,どういう PL 法を作るのかの段階に進む時機である。

田中里子氏の発言の要旨は次のとおり。

先ごろ東京で,「欠陥品 110 番」を行った 334 件の相談があった。消費者が商品についての苦情をどこに言うかを聞いてみると,49%が販売先に,33%がメーカーに言うということだった。

企業は苦情の実態をいちばんよく知っていると思われる。しかし、その中味を社会的に明らかにしない。ここに不透明性が残る。

消費者の側にも問題がないわけではない。製造物責任は自分に関係ないと思っている面があるようだ。製品欠陥による被害など、一生に一度あるかないかだと考えているのだろう。

それに対して、メーカーは製品欠陥に対して神経を使い万全を期していることは確かだろうし、行政も努力している点はある。

しかし、PL法は制定されなければおかしい。

行政はEC型なら許容できると考えているようだ。しかし、①開発危険の抗弁(製品開発時点で、科学・技術的水準からみて、予測しえない欠陥であれば免責される)、②推定規定などの点で問題がある。消費者団体の立場としては、EC型では不十分だ。

消費者側に運動の点で弱さがある。運動を高めて、是非PL法制定を実現させたい。

角谷登志雄所員は企業の社会的責任について発言した。

なぜ企業がPL法に反対するかと言えば、①コストの増大、②訴訟が増加することへのおそれ、③新製品開発に消極的にならざるをえない、というようなことが考えられる。しかし、企業は安全なものを消費者に提供し、生活を豊かにする責任の一翼を担っていることは確かである。企業の自主的・積極的姿勢が望まれるが、世論・運動を高めることがなにより必要だ。(本号所収論文参照)

3人のパネリストの発言の後、若干の補足発言があった。

杉浦弁護士は、PL法制定は確実だが、問題は中味である、新製品開発のリスクなどはPL保険でカバーできる、知恵は出せる、と述べた。田中氏は、中小企業に不安があるようだが、是非理解されたいと述べた。

今回の講演会は、いよいよ大詰めに来たPL法制定問題をめぐって、様々の観点から非常につまんだパネルディスカッションになった。会は盛況のうちに終わった。

(記録・文責、伊藤幸男所員)